

「三重県飲食店時短要請協力金（第4期）について」

新型コロナウイルス感染症の拡大を阻止するため、「三重県新型コロナウイルス『緊急警戒宣言』」（令和3年8月12日改定版）による営業時間の短縮協力要請に応じて、令和3年8月14日から8月31日に要請対象となる飲食店の時短営業に全面的に協力いただいた事業者に対して協力金を支給されます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大阻止にご協力お願いいたします。

●対象期間・支給要件・支給額など

対象期間	令和3年8月14日（土）（遅くとも8月18日（水））から8月31日（火）
対象地域	県内全域
要請内容	20時までの営業時間短縮
主な支給要件	<ul style="list-style-type: none">・県内の飲食店であること・業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底すること・三重県の要請に応じて時短営業を開始したこと・令和3年8月13日以前から食品衛生法上の有効な許可を取得しており、かつ時短要請期間の全てを通して有効であること・令和3年8月5日以前から、通常の営業時間が20時を超えていること・時短要請の全期間・全店舗において、時短営業に全面的に協力すること
支給額	<ul style="list-style-type: none">・中小企業 1店舗1日あたり 令和2年度又は令和元年度の売上高に応じて2.5～7.5万円・大企業 1店舗1日あたり 令和2年度又は令和元年度の売上高減少額の4割（※上限あり） ※上限：以下の①又は②のいずれか低い方の額 ①20万円 ②令和2年度又は令和元年度の1日あたり売上高の3割

●申請手続き・申請様式

詳細が決まり次第三重県 HP にて公表されます

●お問い合わせ先

三重県飲食店時短要請協力金相談窓口

TEL：059-224-2247（受付：8月13日～9月17日 平日9時～17時）

●参考資料

- ・三重県ホームページ

https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00019.htm

- ・チラシ

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000972773.pdf>

- ・貼り紙

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000972622.pdf>

- ・Q&A

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000972774.pdf>